

保護者各位

三鷹市長 河 村 孝

(公印省略)

保育施設における登園自粛について

日頃から、三鷹市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染者の急増等を受け、国が東京都を含む 7 都府県に緊急事態宣言を発出しました。

市内の保育施設におきましては、3 月より保護者の就労機会の確保を図りつつ、より一層の子どもの安全や感染予防を図るため、家庭での保育の協力要請を行いながら運営を継続しておりました。

しかし、この宣言の発出を受け、感染者の爆発的な増加など最悪の事態を回避するため、また児童の安全・健康確保及び保育施設で働く職員の感染リスク軽減の観点から、緊急事態宣言発出中は、最大限可能な限り家庭での保育をお願いいたします。ただし、両親共に仕事を休むことが困難な家庭など、保育園の利用が真に必要なご家庭は、保育園での預かりを実施しますので、別紙「保育利用申請書」を保育園に提出してください。

今後、感染が急速に拡大するといった事態が生じた場合は、臨時休園せざるを得ない状況もあることをご理解いただきたいと思います。

なお、ご家庭で保育をして頂いた場合におきましては、保育料及び給食費については、登園した日分のみを徴収する日割り計算とさせていただきます。

保育園でも感染のリスクはあります。この緊急事態の中、社会全体でこれ以上の感染を食い止め平穏な日常を取り戻すため、そして何よりお子様の命を守るため、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【担当者連絡先】

三鷹市子ども政策部子ども育成課

電話 0422-45-1151 (内線) 2733